

佐賀県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月十五日から平成二十二年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字常広字裏町三番七地先から 鹿島市大字高津原字松籠四四三一 三番三番地先まで	平成二二・一・一五
一般国道 四四四号	鹿島市大字高津原字松籠四四二四番 四地先から 鹿島市大字常広字裏町四番一地先ま で	〃
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字薬師籠四二三八 番一地先から 鹿島市大字高津原字二本松三六〇八 番七地先まで	〃
県道 肥前鹿島停車場線	鹿島市大字高津原字横澤籠四一〇三 番八地先から 鹿島市大字高津原字横澤籠四〇七八 番地先まで	〃
県道 山浦肥前鹿島 停車場線	鹿島市大字高津原字柳籠四三三五番 五地先から 鹿島市大字高津原字横澤籠四〇九九 番三番地先まで	〃